

○足立区立図書館協議会運営規則

令和 6 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号

足立区立図書館協議会運営規則を公布する。

足立区立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号。以下「条例」という。）

第13条第 1 項の規定に基づき設置する足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 条例第13条第 3 項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者 11人以内
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (3) 学識経験のある者 3人以内

(議長及び副議長)

第 3 条 協議会に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定めるものとし、任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 議長は、協議会を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 協議会は、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第 5 条 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、足立区立中央図書館が行う。

(委任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長の承認を得て、中央図書

館長が定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。